11月・12月は県税・市町村税の県下一斉徴収強化月間です。

納付の遅れている方はお早めにご納付ください。

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）について、納期限を過ぎても納付がない場合、法律では、督促状の送付、さらに督促状を発送した日から11日目までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないと定められています。

美波町では、単なる不注意や何らかの事情により納付ができなかった場合を考慮し、文書などによる催告を行い、早めの納付を促しております。

しかし、それでも納付または連絡・相談がない場合には、期限内に納付された納税者との公平を保つため、やむを得ず滞納者の財産（預貯金・生命保険・給与・年金・不動産など）の差し押さえを実施しております。

さらに高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

【お問い合せ先】
美波町役場
税　務　課 ☎77-3615

平成31年度から原則全ての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となりますので、これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。

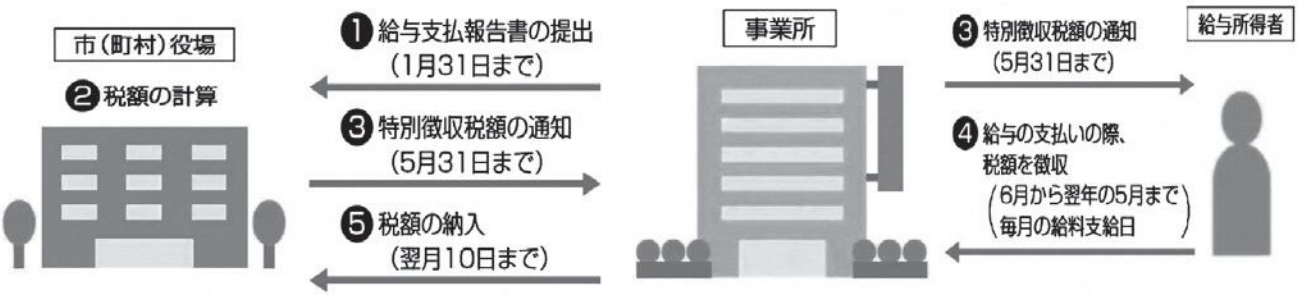

当面、普通徴収を認める場合の基準や普通徴収該当理由書の作成など、詳しくは下記の連絡先へお問い合わせいただくか、美波町ホームページをご覧ください。

【お問い合せ先】
■徳島県政策創造部　地方創生局市町村課　☎088-621-2728
■徳島県経営戦略部　税　務　課　☎088-621-2076
■美波町役場　税　務　課　☎0884-77-3615